

6 「男女共同参画基本計画（案）」について（諮問・答申）

〔総共第628号〕
平成12年12月11日

男女共同参画審議会

会長 岩男 壽美子 殿

内閣総理大臣 森 喜朗

諮 問

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、別添「男女共同参画基本計画（案）」について、貴審議会の意見を求める。

平成12年12月11日

内閣総理大臣

森 喜朗 殿

〔男女共同参画審議会〕
会長 岩男 壽美子

「男女共同参画基本計画（案）」について（答申）

平成12年12月11日総共第628号をもって諮問された標記計画案について、本審議会は下記のとおり答申する。

なお、本審議会は、政府が標記計画を推進するに当たって、別紙の点について十分留意することを、強く要望する。

記

標記計画案は、本審議会が平成12年9月26日に答申した「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の趣旨に概ね沿うものであり、妥当である。

（別紙）

「男女共同参画基本計画」の推進に当たり政府に要望する事項

1. 男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題であり、政府においてはこのことを強く認識し、男女共同参画社会基本法に基づき初めて定められる男女共同参画基本計画に盛り込まれた施策を、当審議会答申「男女共同参画基本計画策定に当たっ
ての基本的な考え方」の趣旨を踏まえ、早期に実現していくこと。
2. 個人のライフスタイルの選択に大きな影響を与える税制、社会保障制度等の社会制度については、個人の活動の選択に中立的な制度となるよう、世帯単位のを個人単位に改めるなど、制度の検討・見直しに早期に取り組むこと。
3. 女性に対する暴力は、女性の人権に直接関わる深刻な問題であり、その根絶を目指して、既存の法制度の的確な実施や各種施策の充実だけでなく、これまでの状況を踏まえ、新たな法制度や方策などを含め、早急に幅広く検討すること。
4. 平成13年1月からの中央省庁等改革において、内閣府に男女共同参画会議と男女共同参画局が置かれるなど新たな推進体制が発足するところであるが、その機能を十分発揮し、男女共同参画社会の形成のための取組を整合性をもって、総合的かつ効率的に推進すること。また、そのためにも、内閣の要であり、男女共同参画会議の議長である内閣官房長官が男女共同参画担当大臣としてその任に当たることが必要であること。